

# 所得税 町民税 の申告相談が始まります

町では、2月7日(水)から所得税と町民税の申告相談を行います。この相談は、昨年1年間(平成18年1月から12月まで)の所得を申告していただくもので、この内容が平成19年度の町民税や国民健康保険などの課税基礎となります。申告期限が間近になりますと、混雑が予想され申告の内容によっては時間がかかったりしますので、申告相談の際は時間に余裕をもってご来場ください。



## 申告が必要な方

- 町民税の申告をしなければならぬ方は、次のいずれかに該当する方です。
- 平成19年1月1日現在で鏡石町内に住所があり、平成18年中に何らかの所得があった方。ただし、所得がなかった方でも国民健康保険に加入している方や、児童手当を受給している方などは申告が必要です。
- 給与所得のほかに、農業や営業、不動産などの所得があった方。
- 給与所得だけの方でも、1月31日までに勤務先から鏡石町に「給与支払報告書」の提出がない方。
- 平成18年の中で退職された方。
- 生命保険契約に基づく年金

## 申告の必要がない方

- 次のいずれかに該当する方は、申告の必要がありません。
- 税務署に所得税の確定申告書提出される方。
- 給与所得のほかに収入がなく、勤務先または支払者から町に給与支払報告書を提出済みの方。ただし、新たに控除(医療費控除や住宅借入金等特別控除など)を受けようとするときは、税務署へ確定申告書提出した場合を除き、申告が必要です。
- 平成18年中に所得がなく鏡石町内居住の家族の扶養になつていない方。

## 申告相談に必要なもの

- 印鑑
- 平成18年中の収入や支出などがわかる帳簿類、通帳、出荷伝票、領収書など
- 給与や年金所得のある方は

- 平成18年分の源泉徴収票
- 平成18年中に支払った国民健康保険税、国民年金・基金保険料、介護保険料、任意継続社会保険料などの領収書
- 生命保険料、個人年金保険料、損害保険料などの支払証明書
- 身体障害者、戦傷病者の方は障害者が確認できる手帳または証明書
- 医療費控除を受けようとするときは平成18年中に支払った医療費の領収書(合計額を計算してきてください)、高額医療費や生命保険入院特約から還付された金額のわかる書類
- 営業、事業、農業所得者は収支のわかる内訳書など
- 平成18年中に農業用機械などを購入した場合は、その領収書など
- 所得税の還付や納税の際に口座振替をご利用の方は、銀行名や口座番号のわかるもの(通帳など)と銀行印をご持参ください。
- 問い合わせ先  
須賀川税務署 ☎75 2194  
町税務課 ☎62 2114  
申告会場 ☎62 3082

## 申告相談日程

会場 鏡石町勤労青少年ホーム  
時間 午前9時～午後4時まで

月日	曜日	行政区	月日	曜日	行政区
2/7	水	公的年金のみ	2/26	月	笠石
2/8	木	豊郷・旭町	2/27	火	笠石
2/9	金	豊郷・旭町	2/28	水	笠石
2/10	土		3/1	木	高久田
2/11	日		3/2	金	高久田
2/12	月		3/3	土	
2/13	火	1区・2区・3区・4区	3/4	日	
2/14	水	1区・2区・3区・4区	3/5	月	鏡田
2/15	木	1区・2区・3区・4区	3/6	火	鏡田
2/16	金	1区・2区・3区・4区	3/7	水	鏡田
2/17	土		3/8	木	仁井田・さかい
2/18	日		3/9	金	仁井田・さかい
2/19	月	1区・2区・3区・4区	3/10	土	
2/20	火	1区・2区・3区・4区	3/11	日	
2/21	水	久来石	3/12	月	成田
2/22	木	久来石	3/13	火	成田
2/23	金	笠石	3/14	水	成田
2/24	土		3/15	木	予備日
2/25	日				

## 年金受給者の申告相談

- 町では、公的(共済、厚生、国民)年金受給だけの方を対象とした申告相談を次のとおり行います。
- 日時 2月7日(水)  
午前9時～午後4時  
場所 勤労青少年ホーム  
持参するもの
- 公的年金の源泉徴収票
- 各種所得控除に必要な証明書や領収書など
- 銀行印と銀行名や口座番号

## 税制改正で変わります

- 平成18年度の税制改正により、所得税から町民税への税源移譲が行われます。
- そのため、平成19年度より町民税の税率構造が、従来の5%・10%・13%の3段階から一律10%の税率に変わります。
- 定率減税の廃止
- 景気対策のために導入した定率減税が、経済状況の改善などにより廃止されま

## 老年者非課税措置の廃止に伴う経過措置

- 65歳以上の方で、前年の合計所得金額が125万円(公的年金のみの場合は収入が245万円)以下の方に対する非課税措置は平成18年度から廃止されました。
- その経過措置として、平成17年1月1日現在65歳に達していた方の税額は、平成18年度は1/3、平成19年度は2/3、平成20年度は全額課税になります。

## 須賀川税務署からの お知らせ

☎75 - 2194

須賀川税務署では、平成18年分所得税申告書の作成相談を2月1日(木)から3月15日(木)まで、昨年同様須賀川市産業会館(牡丹園向かい)で行いますので、混まないうち早めに申告を済ませてください。

なお、会場は大変混雑しますので、次のような提出方法が便利です。

1. 国税庁ホームページで申告書を作成し、郵送で提出
- \* 国税庁ホームページアドレス  
<http://www.nta.go.jp>

## 所得税の還付申告

- 確定申告をする必要のない給与所得者でも次のような場合には、確定申告をすると源泉徴収された所得税が還付される場合があります。
- マイホームを住宅ローンなどで取得した場合
- 入院などで多額の医療費を支払った場合
- 災害や盗難にあった場合
- 年の中で退職し、再就職してない場合などです。

## 土地や建物を 売ったとき



平成18年中に土地や建物を売ったときの利益には、譲渡所得として税金がかかります。譲渡所得については特例が設けられていますが、特例の適用を受けるには様々な要件がありますので注意が必要です。譲渡所得についても、他の所得と一緒に確定申告を行うこととなります。